

I 防犯灯の概要

1. 防犯灯の歴史

昭和30年代に入っても戦後の混乱が後を引き、夜の街を女性や子どもたちが安心して歩ける状態ではありませんでした。屋外照明がまったく足らず、暗い街角で犯罪が多発したため、昭和36年8月「防犯灯等整備対策要綱」が閣議決定されました。

本市においても地域における環境の整備及び防犯の徹底を図り、住民の福祉に寄与することを目的とし、防犯灯を設置し、防犯灯の維持管理をする市内の町会・自治会に対し、その経費の一部を補助する制度が開始しました。

2. LED 防犯灯の特徴

- ・ 蛍光灯と同等の明るさを省電力・低コストで確保できます。
 - 同等の明るさ：32W コンパクト型蛍光灯（36VA）
≒32W 相当 LED 灯（10 または 20VA タイプ）
- ・ 二酸化炭素（CO₂）排出量を削減でき、地球温暖化防止に貢献できます。
- ・ 40,000 時間～60,000 時間（約 10 年～14 年）の長寿命です。

3. 市内の照明の種類

防犯灯	歩行者の安全の確保を目的とした防犯用の照明です。
防犯灯（町会所有灯）	平成 28 年度以降に設置された防犯灯です。町会・自治会等が所有・管理しています。
防犯灯（リース）	平成 28 年度以前に町会が所有していた蛍光灯・水銀灯を一挙に LED 化したものです。緑色のプレートがあります。リース期間中はリース会社が所有・メンテナンスを行います。
街路灯	市の道路維持課が設置管理する車道用の照明です。「L1」と書いた白いプレートがあります。
商店街灯	商店会が設置した照明灯です。防犯灯として扱うことは性能上出来ません。

II 防犯灯の相談窓口

防犯灯に関するご相談は、地域により担当が分かれています。下記をご参考いただき、担当窓口までお問い合わせください。(一部団体につきましては、地区と担当窓口の部署が一致しない場合がございます。)

地区名	担当窓口	電話
本庁		
明第1	市民自治課 (市役所本館3階)	366-7318 (直通)
明第2東		
明第2西		
矢切	矢切支所	362-3181
東部	東松戸支所	703-0610
馬橋	馬橋支所	345-2131
常盤平		
五香松飛台	常盤平支所	387-2131
六実六高台	六実支所	385-0113
小金	小金支所	341-5101
小金原	小金原支所	344-4151
新松戸		
馬橋西	新松戸支所	343-5111

III 防犯灯の設置について

防犯灯や独立柱の設置、老朽化等による器具の交換は、必ず工事を実施する前に、市（担当支所または市民自治課）にご相談ください。

1 防犯灯設置費補助金について

○防犯灯・独立柱の設置費にかかる費用について、市で費用の一部を補助します。

補助金額につきましては、市認定工事費の8割以内の額となります。認定工事費より見積額が低い場合には、見積額の8割以内の額となります。補助金の申請にあたっては、必ず事前に市と協議をしてください。

※公共施設に隣接した場所等、例外として10割補助の場合もあります。
詳しくは担当課（担当支所、市民自治課）までお問い合わせください。

2 補助対象となる設置場所について

○道路を照らすものが対象です。

（※車道を照らすものでなく、歩行者のための照明です）

防犯灯設置費補助金の交付対象となる防犯灯は、公道（市道、県道、国道）及び法令により規定されている道路を照らすものを対象としています。

※「法令により規定されている道路」とは・・・

建築基準法による道路、都市計画法による道路等の私道を含みますが、法令の規定されていない、通路（私有地）等に設置されている防犯灯は原則として補助対象外です。

○設置間隔は、電柱間隔（25～30m）が基本です。

電柱への共架を基本としていますが、電柱のない場合は、独立柱式の設置により対応します。独立柱式で、道路上に設置する場合は、道路占用許可の取得が必要です。また、設置した独立柱式防犯灯を撤去する場合には、簡易工事ではなく、原状回復工事を行わなければなりません。

なお、周辺に道路照明灯、街路灯、商店街灯及びその他の照明があり、一定の明るさが保たれる場所は、設置対象になりません。

3 設置器具について

○市で標準仕様としている防犯灯は以下のとおりです。

- ・ 20W相当LED灯（電力申請入力容量10VA以下）
- ・ 32W相当LED灯（電力申請入力容量20VA以下）

4 設置にかかる留意点について

○地面から器具及び電線までの高さは4.7m以上必要です。

(電気設備の技術基準及び有線電気通信設備令施行規則第7条)

(松戸市道路占用許可基準 第2細則 2街路灯等の占用 (6))

◎電線施設高さは、道路上においては、5m以上ただし、交通に支障を及ぼすおそれがなく、かつ工事上やむを得ないときは、4.7m以上とすることができる。

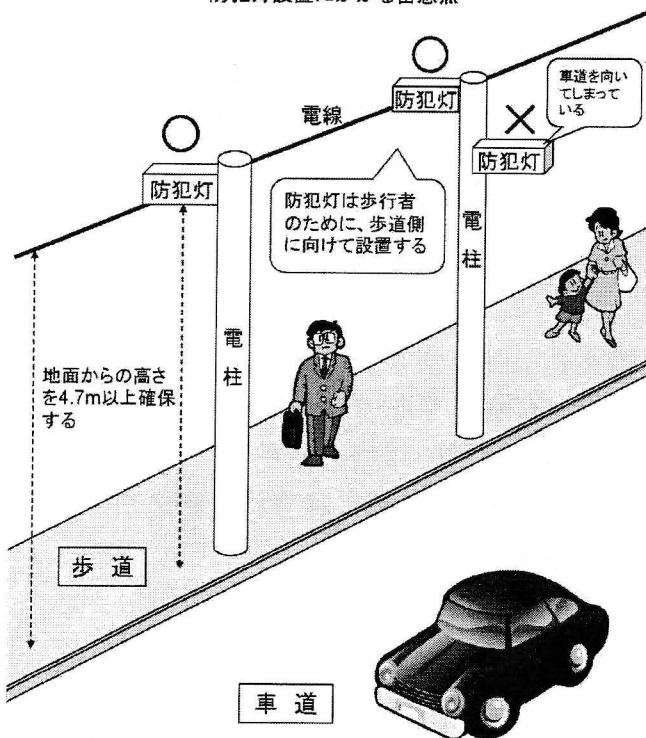
◎4.7mの高さが不足すると、通行車両との接触の恐れがあり、大変危険です。

○器具は歩道側に向けて設置してください。

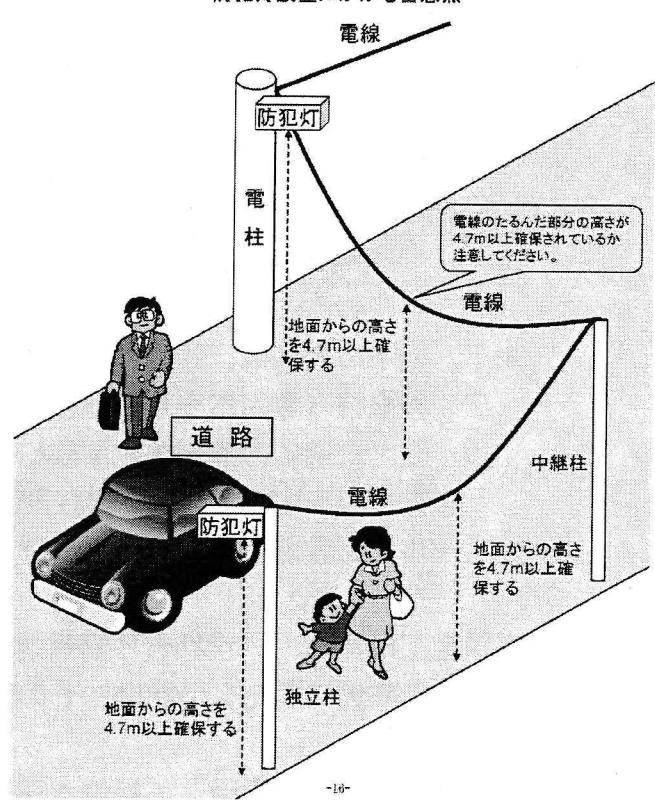
防犯灯は、歩行者の安全確保のための照明です。車道と歩道が分離している場合は、歩道側に向けて設置してください。

なお、既設の防犯灯で、車道側を向いた器具がありましたら、歩道側に向きを修正していただくようお願いします。

防犯灯設置にかかる留意点



防犯灯設置にかかる留意点



令和6年度防犯灯 市認定工事費及び電球交換費用

1 市認定工事費 (単位:円)

(1) 電柱共架式

種 別	種別 記号	市認定工事費 (8割補助)	市認定工事費 (10割補助)
20W相当LED灯	I	29,800	37,300
32W相当LED灯	J	37,400	46,800

(2) 独立柱式

種 別	種別 記号	市認定工事費 (8割補助)	市認定工事費 (10割補助)
20W相当LED灯	K	64,800	81,100
32W相当LED灯	L	77,600	97,000

(3) 中継柱・独立柱※

種 別	種別 記号	市認定工事費 (8割補助)	市認定工事費 (10割補助)
独立柱（灯具の取り外し・取付け工事費含む）	P	52,800	66,100
中継柱	C	34,300	42,900

※1 以下の場合は、独立柱のみの建て替えも補助します。

- ア 独立柱（専用ポール）が劣化した場合（平成27年度から開始）。
- イ 国土交通省の無電柱化事業に伴う既設の防犯灯の移設にあたり、電柱抜去地点を中心として、電柱間隔（概ね30m）の範囲に独立柱（専用ポール）を設置する場合（平成29年度から開始）。

市認定工事費は、いずれも8割補助が基本となります。

市認定工事費に満たない額は、その額の8割又は10割となります。

(100円未満切捨て)

2 市認定電球交換費用 (単位:円) 水銀灯・蛍光灯のみ

種 別	市認定電球費用 (年間1灯あたり)
32W・42Wコンパクト型蛍光灯	1,000
40W水銀灯	600

IV 防犯灯の維持管理について

1 防犯灯電気料金一括前払い制度について

平成28年10月から電気料金を市が一括で前払いすることにより割引を受ける「防犯灯電気料金一括前払い制度」を導入しました。

同制度に同意し対象となった町会・自治会の防犯灯については、市が電力会社に直接電気料金の支払いを行っております。

一括前払い制度の対象外となっている防犯灯を管理する町会・自治会等に対しては、引き続き「防犯灯維持管理費補助金」（電気料金及び電球交換費用）をお支払いいたします。ただし、LED防犯灯に電球交換費用はございませんので、ご注意ください。

2 町会・自治会で管理する防犯灯維持管理費補助金について

町会・自治会で直接電気料金を支払っている防犯灯については、町会・自治会で立て替え払いをしていただき、翌年度に実績（積算書）を基に電気料金を補助しております。

また、水銀灯・蛍光灯の電球交換に要する費用も維持管理費としてお支払いしています（認定費用は下記のとおり）。

種 別	市認定電球費用（年間1灯あたり）
32W・42Wコンパクト型蛍光灯	1,000円
40W水銀灯	
20W蛍光灯	600円

※電気料金の補助は、電力の小売全面自由化に伴い、平成29年度からは東京電力エナジーパートナー（株）の電気料金年額と他社との契約による実負担額年額を比較し、低い額を補助額としております。

○電気料金の補助対象町会

防犯灯の電気料金を直接支払っている町会・自治会

- ・一部の防犯灯が一括前払いの対象外となっている町会・自治会
- ・一括前払い制度の対象外となった町会・自治会

○電球代（水銀灯・蛍光灯分）の補助対象町会

補助年度の前々年度末時点で水銀灯・蛍光灯が現地にあれば、補助対象になります。年度途中に水銀灯・蛍光灯をLED灯に交換した際には、灯具の交換までに水銀灯・蛍光灯の交換があった場合には対象となります。一括前払いの移行の有無は関係ありません。

《水銀灯・蛍光灯を所有の町会・自治会の皆様へ》

水銀灯・蛍光灯については、製造・輸出入が段階的に廃止されております。既存庫の使用は可能ですが、今後入手が困難となってまいりますので、LED灯への切替をご検討ください。

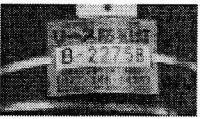
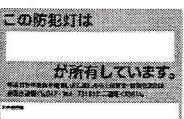
○防犯灯維持管理費の申請について

防犯灯維持管理費補助金の対象町会には、補助金申請書類を町会・自治会の代表者様宛に送付しております。書類がお手元に届きましたら、速やかに申請を行ってください。

3 防犯灯の日常的な管理について

○防犯灯の不点灯時の対応等について

防犯灯の管理・対応等については、下記の表のとおりとなります。

所 有 者	電力会社の 契約名義	電気料金の 請求先※	日常的な管理 見回り・通報	不点灯・故障した場合
リース会社 所有灯 電柱にリースプレート (緑色のプレート) が 設置してある防犯灯 	町会・自治会	松戸市 (一括前払い 対象防犯灯)	町会・自治会	<p>●不点灯・故障 リースプレート(緑色のプレート)に記載の電話番号(千葉県電気工事工業組合松戸支部 <u>047-345-5432</u>)にご連絡ください。 →リース会社負担で修理を行います。(補償範囲であることが要件)</p> <p>●移設・廃灯を希望する場合 <u>事前に</u>リースプレート記載の電話番号に ご連絡下さい。</p> <p>*移設・廃灯については、千葉県電気工事工業組合松戸支部 にて別途費用が発生します。</p>
町会・自治会 所有灯  リース灯以外の防犯灯 は基本的に町会所有灯 です。 独立柱にオレンジ色の ステッカーが貼ってあ る町会所有灯もござい ます。 	町会・自治会	松戸市 (一括前払い 対象防犯灯)	町会・自治会	<p>町会・自治会で、任意の電気店に修理等を依頼してください。 器具を新しく交換する場合は、市の防犯灯設置費補助金を利用できます。</p> <p>*<u>修理前に</u>、必ず市民自治課等にご相談ください。</p> <p>*H26年度末までに町会・自治会で設置した、LED防犯灯の故障・破損等による更新は、認定工事費の10割を補助します(H28.4~R 8.3の期間中、<u>1箇所につき1度</u>に限ります。)</p>

※電気料金の請求先は、所有者(リース会社、町会・自治会)ではなく、における「防犯灯電気料金一括前払い制度」の対象となるか否かで区別をしております。

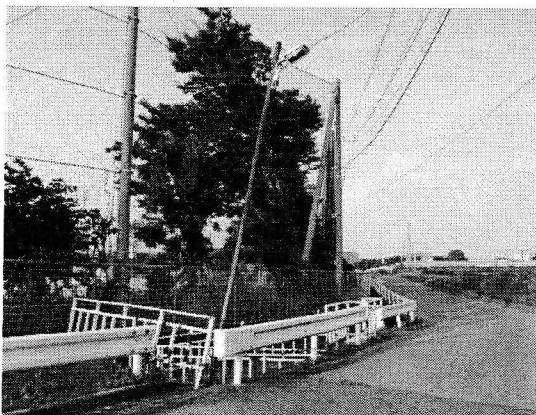
○独立柱（ポール）の点検について

●日常的な点検

独立柱にぐらつき・錆びつき等がないかご確認ください。

下記のような独立柱の建て替え工事は、交換工事に設置費補助金を活用できます。事前に担当窓口にご相談ください。

傾き



劣化



●緊急時の対応

万が一、破損や倒壊の情報が入った場合は、早急に安全を確保いただくとともに、担当窓口にご相談ください。安全を確保した上で、独立柱の建て替えまたは灯具の移設等の検討をお願いします。

著しく危険で緊急を要する場合は、最寄りの警察署への連絡、東電への連絡（電線巻き取り TEL：0120-995-007）をお願いします。

●留意事項

- ①リース防犯灯が設置されている独立柱も、所有者である町会・自治会による管理をお願いします。
- ②独立柱に設置されているリース灯を付け替える工事は、電気工事工業組合 (TEL047-345-5432)での施工となります。町会から電気工事工業組合に、直接工事内容・費用等を事前にご相談ください。